

第19回佐賀県障害者スポーツ大会 陸上競技実施要領

1 競技規則

全国障害者スポーツ大会競技規則集(令和2年4月1日第21版発行)に準ずるものとする。

2 競技方法

- (1) トラック競技の走路順、フィールド競技の試技順はプログラム記載順とする。
- (2) トラック競技で棄権がある場合は、そのレーンを空けて実施する。
- (3) セパレートレーンで行う種目は、50m走、10m走、200m走、400m走とする。
800m走は、最初の曲走路が終わるまでセパレートレーンで行う。ただし、知的障害者の800mは、オーブンレーンで行うことができる。
- (4) 競走競技で故意に他の競技者を妨害した場合は、その競技者を失格とする。
なお、この場合の再レースは行わない。
- (5) セパレートレーンで行う視覚障害者のトラック競技で伴走者を希望する選手には、1選手に2レーンを割当て、選手は内・外どちらかのレーンを選択して使用できる。
- (6) 視覚障害者の50m走に使用する音源は、ハンドマイクに収納した音源を用いる。
- (7) フィールド競技（投跳競技群）の試技は3回までとする。
- (8) 投てきに使用する競技用具は、主催者が用意したものを使用する。
- (9) スパイクの使用が許されている者は、スパイクの針の長さが9mm以下のものを使用すること。
- (10) 視覚障害者（障害区分24・25）の立幅跳、走幅跳及び投てき競技については、必要に応じて競技役員又は競技補助員が方向を指示する。
- (11) 競技終了後は、係員の指示に従い退場すること。
- (12) トラック競技に関して、スタート合図はイングリッシュコールとする。
- (13) トラック競技に関して、不正出発（フライング）は2回目の競技者を失格とする。

3 招集

- (1) その競技種目の開始時刻を基準として、次のとおりとする。なお、個人の呼び出しは一切行わない。

競技名	招集開始時刻 (点呼開始)	招集完了時刻 (点呼終了)
トラック競技	競技開始30分前	競技開始15分前
フィールド競技	競技開始40分前	競技開始20分前

- (2) 招集完了時刻に遅れた選手は棄権したものとみなす。
- (3) 招集完了後、各自出場種目のスタート地点へ移動する。そこで、最終確認を行うものとする。

4 服装

競技にあたっては、競技服装（ランニングシャツ、トレーニングシャツ等）を着用し、その競技服装の上着の胸部にナンバーカードを着用すること。

5 表彰

- (1) 全員に記録証を発行する。
- (2) 大会新記録を出した競技者、又は大会記録（これまで県記録がない区分で出した記録）で全国記録を更新した競技者に賞状を授与する。

6 その他

- (1) 選手は、あらかじめ競技場所を確認しておくこと。
- (2) 競技中における選手の事故については、主催者は応急処置以外の責任は負わない。
- (3) 選手は、競技の組合せ等について異議を申し立てることはできない。
- (4) 新型コロナウィルス感染症の感染状況により、競技方法が変更となる場合がある。

第19回佐賀県障害者スポーツ大会 水泳競技実施要領

1 競技規則

全国障害者スポーツ大会競技規則集(令和2年4月1日第21版発行)に準ずるものとする。

2 競技方法

(1) 選手紹介

競技前の選手紹介の際は、椅子から立って(椅子使用者及び立つことが不自由な選手は座ったままで片手を上げて)紹介を受けること。

(2) 介助

①入退水時の介助

視覚障害者、下肢機能障害者で入退水時に介助を要する選手は、競技補助員を配置するので申し出ること。

②スタート・ターン・ゴール時の介助

スタート時の介助、ゴール時の頭の保護などが必要な選手及び視覚障害の選手でターン時並びにゴール時に「合図棒」による合図を希望する選手は申し出ること。

3 誘導

会場内での誘導は、競技役員及び競技補助員が行う。

4 計時

計時は、半自動審判計時装置及び手動計時を使用する。

5 出発合図

出発合図は、電子音装置又はピストルを使用する。

6 競技開始時間

8:30 受付開始 9:30 競技開始とする。

7 招集

- (1) 招集は、競技20分前から開始し、10分前に完了する。
- (2) 招集完了時刻に遅れた選手は棄権とみなす。

8 表彰

- (1) 全員に記録証を発行する。
- (2) 大会新記録を出した競技者、又は大会記録(これまで県記録がない区分で出した記録)で全国記録を更新した競技者に賞状を授与する。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染状況により、競技方法が変更となる場合がある。

第19回佐賀県障害者スポーツ大会 アーチェリー競技実施要領

1 競技規則

全国障害者スポーツ大会競技規則集(令和2年4月1日第21版発行)に準ずるものとする。

2 標的競技

(1) 競技種目は男女とも次のとおりとする。

①50m・30m ラウンド

50m、30m の各距離から1エンド3射（2分）で36射ずつ行射する。

②30m ダブルラウンド

30m、30m の各距離から1エンド3射（2分）で36射ずつ行射する。

(2) 部門はリカーブ部門とコンバインド部門とする。

3 競技方法

- (1) 競技種目は、男女とも50m・30m ラウンド及び30m ダブルラウンドとする。
- (2) 標的面は、直径80cmとする。
- (3) 立順はA、B、Cの3立制とし、3射ごとに採点、矢取りを行う。
- (4) 行射時間は3射2分以内とする。
- (5) 競技開始前に(A B C) 3射矢取り・(A B C) 3射矢取りの試射を行う。
- (6) 競技は、音響・視覚による時間管理装置(信号機)で進行する。
- (7) 看的については、相互看的とし、エンド毎の得点は速やかに表示板に記録する。
- (8) 椅子の使用は、競技上有利にならなければ認められる。
- (9) 身体的機能の補助を目的とした補助具(リースエイドの発射装置)は認められる。
- (10) コンパウンドの照準器は次のとおりとする。
 - ①プリズム・レンズまたはその他の光学的拡大装置、水準器又は電気的装置が組み込まれていないこと。
 - ②2個以上の照準器を有していないこと。

4 競技用具

競技に必要な用具は出場選手が各自用意する。

5 競技開始時間

9:30 受付開始 10:00 競技開始とする。

6 表彰

(1) 全員に記録証を発行する。

(2) 大会新記録を出した競技者、又は大会記録（これまで県記録がない区分で出した記録）で全国記録を更新した競技者に賞状を授与する。

(3) 新型コロナウィルス感染症の感染状況により、競技方法が変更となる場合がある。

第19回佐賀県障害者スポーツ大会

卓球競技実施要領

全国障害者スポーツ大会競技規則集(令和2年4月1日第21版施行)に準ずるものとする。

1 競技規則

- (1) 競技種目は一般卓球とS TT (サウンドテーブルテニス)とする。
- (2) 試合は、各パートリーグ形式とする。
- (3) 1パートは5名以内とし、原則として同一障害区分の選手で構成するものとする。
- (4) 出場者の少ない障害区分では、別の障害区分の選手と合わせて1パートを構成することがある。
- (5) ゲーム(セット)は、1ゲーム11点先取(S TTは21点)とする。10点-10点(同20点-20点)以降は2点リードした方を勝者とする。
- (6) マッチは、1マッチを5ゲーム(S TTは3ゲームマッチ)とし、3ゲーム(同2ゲーム)先取した方が勝者となる。
- (7) サービス(サーブ)は、2本交代、10点-10点(S TTは20点-20点)以降は1本交代とする。
- (8) S TTに出場する選手は、各自で用意したガラスやアイマスクまたはアイシェードを装着する。
- (9) 義肢や松葉杖を使用する選手は、特に支障がない限り接触面にあてがう布やカバーを用意すること。
- (10) 車いす選手と対戦する時のサーブはサイドを切つたらレットとする。

2 競技方法

使用球は、TSP又はニッタクの40mm白硬球を使用する。

日本卓球協会公認硬球プラスティック40mmホワイト球とする。

3 競技用具

9:00 受付開始 9:30 競技開始とする。

4 競技開始時間

5 招集

- (1) 招集は、競技役員の指示に従うこと。
- (2) 招集は、競技開始15分前に完了する。
- (3) 招集完了時に遅れた選手は、原則として、棄権したものとみなす。

6 表彰

- (1) 全員に記録証を発行する。
- (2) 各パートで全勝した競技者に賞状を授与する。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染状況により、競技方法が変更となる場合がある。

第19回佐賀県障害者スポーツ大会 フライングディスク競技実施要領

1 競技規則

全国障害者スポーツ大会競技規則集(令和2年4月1日第21版発行)に準ずるものとする。

2 競技種目

- (1) アキュラシー競技(ディスク・ファイブ、ディスク・セブン)
- (2) ディスタンス競技(座位、立位に分け男女別に実施する)

※ただし、雨天時は、アキュラシー競技のみの実施とし、ディスタンス競技申込者もアキュラシー競技を実施する。

3 競技方法

- (1) 競技は、すべて競技役員の指示にて進行する。
- (2) どの種類の投げ方でも認められる。
- (3) 競技に使用する公式ディスクについては、主催者で用意する。
- (4) 捕装具も含め、競技上有利となる用具の使用は認めない。
- (5) プレーヤーが視覚障害者の場合、競技役員がアキュラシーゴール後方3mの距離から音源で知らせることができる。
- (6) 競技の時間は、プレーヤーが1投目のディスクを受け取ってから5分以内とする。5分を超えて競技することはできない。

4 競技開始時間

10:00 受付開始 11:00 競技開始とする。

5 招集

- (1) 招集は、各組の競技30分前から開始し、10分前に完了する。
- (2) 招集場所 競技会場横にテントを設ける。
- (3) 招集時に遅れた選手は棄権したものとみなす。

6 服装

動きやすい服装で、運動靴を着用すること。ただし、雨天の場合は屋内で実施するため、体育館シューズを着用すること。

7 表彰

- (1) 全員に記録証を発行する。
- (2) アキュラシー競技で10得点を挙げた競技者一または、ディスタンス競技で大会新記録を出した競技者に賞状を授与する。
- (3) 新型コロナウィルス感染症の感染状況により、競技方法が変更となる場合がある。

第19回佐賀県障害者スポーツ大会 ボウリング競技実施要領

1 競技規則

全国障害者スポーツ大会競技規則集(令和2年4月1日第21版発行)に準ずるものとする。

2 競技方法

- (1) 競技は、ヨーロッパ方式(レーン移動なし)とする。
- (2) 競技は、すべてスクラッチ(ハンディキャップなしの記録)とし、2ゲームの総合得点で競う。
- (3) 出場者多数の場合は、2シフト(第1、第2)に分けを行い、第1グループは午前、第2グループは午後からの競技開始とする。
- (4) 1レーン5名以内で競技する。
- (5) 練習投球は、競技開始前に競技役員の指示により1フレームずつ行う。
- (6) 隣り合ったレーンで、同時に投球姿勢に入った場合は、右側の選手を優先する。
- (7) ファウルラインを超えて投球した場合は投球回数にカウントし倒したピンは得点とならない。
- (8) 競技は、すべて競技役員の指示に従って実施する。

3 競技開始時間

9:30 受付開始 10:15 競技開始とする。

4 招集

- (1) 招集は、競技20分前から開始し、10分前に完了する。
- (2) 招集時に遅れた選手は棄権したものとみなす。

5 表彰

- (1) 全員に記録証を発行する。
- (2) 大会新記録を出した競技者に賞状を授与する。

6 その他

- (1) 選手は競技中、ボウラーズベンチをみだりに離れないこと。やむを得ず離れる場合は、競技役員に申し出ること。
- (2) ボウラーズベンチ内の飲食・喫煙は禁止する。
- (3) 服装はボウリングをするうえで支障のないものを着用し、上着の胸部にゼッケンナンバーを着用すること。なお、ソックスは必ず履くこと。
- (4) 競技終了後、選手が使用したボール及びシューズは、各自責任をもって所定の位置に戻すこと。
- (3) 新型コロナウィルス感染症の感染状況により、競技方法が変更となる場合がある。

第19回佐賀県障害者スポーツ大会 スポーツウェルネス吹矢競技実施要領

1 競技規則

一般社団法人日本スポーツウェルネス吹矢協会競技規則に準ずるものとする。

2 競技方法

- (1) 個人戦及び団体戦を行う。ただし、団体戦は、実施可能な場合のみを行う。
- (2) 男女混合とする。
- (3) 個人戦は4ラウンド制とし、合計点で順位を決定する。ただし、同点の場合は、順位ごとに決定戦を行う。団体戦の競技方法は、競技役員が決定する。
- (4) 的の高さは、130cmまたは160cmの2種類とし、自己申告による選択制とする。
- (5) 箭の長さは、100cmまたは120cmの2種類とし、自己申告による選択制とする。
- (6) 車いすのまま行うことができる。また、立った状態で基本動作ができない場合は、椅子に腰掛けで行うことができる。
- (7) (6)の場合、吹く際に顔の位置がスタートラインより出なければ良い。従って車いすの前輪がラインを出ても可とする。
- (8) 箭に矢を入れる際は介助者が替わって入れても良い。
- (9) 基本動作で息を吸う際、箭を両手で持ち上げられない場合は、片手で持ち上げても良い。
- (10) 箭を持ち上げたり、降ろしたりすることが困難な場合は、行わなくても良い。ただし、スポーツ吹矢式呼吸法は行うこととする。
- (11) 吹く際に箭を支えられない場合は、補助具で支えても良い。(箭を固定する補助具を使用する場合は、申込時に申し出る)
- (12) 箭、矢、的は本協会公認の一般用具を使用する。
- (13) 矢を抜く際に自分で抜くことができない場合は、介助者または競技審判員等に抜いてもらつても良い。
- (14) 矢は、撥ね矢及び予備を含め10本用意する。

3 競技開始時間

10:00 受付開始 10:30 競技開始とする。

4 表彰

- (1) 全員に記録証を発行する。
- (2) 全ラウンドの合計点が高い1位～3位の競技者に賞状を授与する。

5 その他

- (1) 体育館シユーズを持参及び着用すること。
- (2) 新型コロナウィルス感染症の感染状況により、競技方法が変更となる場合がある。

第19回佐賀県障害者スポーツ大会

卓球バレー競技実施要領

1 競技規則

日本卓球バレー連盟編競技規則（2018年版）に準ずる。

2 競技方法

- (1) 1チームのエントリーは12名までとする。
- (2) 個人での参加も可能。その場合、合同チームを編成する。
- (3) 子どもから高齢者まで、障がいのあるなしにかかわらず誰でも参加できる。
- (4) 健常者のエントリーは6名まで、競技中の出場は2名までとし、ニックネームをすることはできないものとする。
- (5) 原則として種目団体等の登録の有無は条件としない。
- (6) 予選リーグを行い、上位チームによる決勝トーナメントと下位チームによる交流戦を行う。
- (7) 予選リーグは15点2セットマッチとする。
- (8) 予選リーグの順位決定方式は次の順で行う。
 - ①勝ち点
 - ②直接対決の勝敗
 - ③全試合の得点率
 - ④コインローテーション
- (9) 決勝トーナメント及び交流戦は11点3セットマッチとする。
- (10) 参加チーム数等により、リーグを分けて行う。

3 競技用具

使用球は、ニッタクプラスチック製3スターサウンドボール（JSAD公認球）とする。

4 競技開始時間

9:30 受付開始 10:00 開会式 10:30 競技開始とする。

※参加チーム数により変更の可能性あり。

5 招集

- (1) 招集は、競技役員の指示に従うこと。
- (2) 招集は、競技開始5分前に完了する。
- (3) 招集完了時刻に遅れたチーム及び選手は、原則として、棄権したものとみなす。

6 表彰

- (1) 決勝トーナメント戦の1位～3位のチームに賞状を授与する。
- (2) 新型コロナウィルス感染症の感染状況により、競技方法が変更となる場合がある。

第19回佐賀県障害者スポーツ大会

ボッチャ競技実施要領

1 競技規則

日本ボッチャ協会競技規則2017-2020V.2に準ずる。

2 競技方法

- (1) 競合は1対1の個人戦とし、2エンドで行う。
- (2) 2エンドの総得点で勝敗を決める。
- (3) 2エンド終了時に同点の場合は、タイブレイクで勝敗を決める。
- (4) 各ペールはリーグ戦とする。
- (5) 予選リーグを行い、上位チームによる決勝トーナメントと交流戦を行う。
- (6) 予選リーグの順位決定方式は次の順で行う。
 - ①勝ち点
 - ②直接対決の勝敗
 - ③得失点差
 - ④総得点
 - ⑤タイブレイク

- (7) ウォームアップボールは、ジャックボールを含めて2分以内で7球まで投球練習ができる。
- (8) 競技を開始するにあたって、コイントスにて投球順序(使用するボールの色)を決定する。
- (9) ジャックボールを含めた投球時間の合計は、1エンドあたりそれぞれ6分以内とする。
- (10) ペナルティボールは、1球を1分以内で投げること。ただし、障害に起因する関係から1分以上かかり、事前に申告をしている場合はこの限りではない。

3 競技用具

- ・ボールは周長直径 $270\pm8\text{ mm}$ 、重さは $275\pm12\text{ g}$ とする。
- ・個人所有のボールを使用しても構わない。ただし、大会主催者が実施するボール検査において、基準を満たしていないと判断された場合、競技には主催者が用意するボールを使用しなければならない。
- ・投球補助具(ランプ)は、付属品、延長部、基本部分を含めた最大最長の状態にして横にしたとき、 $2.5\text{ m}\times1\text{ m}$ のエリアに収まるような寸法でなければならない。また、ランプに加速や減速、狙いを定める機器や、投球に機械的な補助を設ける機器をつけてはならない。
- ・選手が競技を行う際に使用する用具は、あくまで自分の力で投球をするための器具であり、事前に大会主催者の検査及び了承を受けておくこと。
- ・用具の検査は試合当日に行う。

4 競技開始時間

9:30 受付開始 10:00 開会式 10:30 競技開始とする。

※参加人数により変更の可能性あり。

5 招集

招集は、競技役員の指示に従うこと。

6 表彰

- (1) 全員に記録証を発行する。
- (2) 各部門1位～3位の競技者に賞状を授与する。

7 その他

- (1) 体育館シユーズを持参及び着用すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染状況により、競技方法が変更となる場合がある。